

(様式 2)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	静岡県伊豆の国市

伊豆の国市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 伊豆の国市 産業部 農林課
所在地 〒410-2292 静岡県伊豆の国市長岡 346-1
電話番号 055-948-1460 直通
F A X 番号 055-948-2926 代表
メールアドレス nourin@city.izunokuni.shizuoka.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン、カラス、カワウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	静岡県伊豆の国市

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）年度

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額（千円）	面積（a）
イノシシ	稲	205	17
	果樹	374	3
	野菜	1,989	16
	いも類	872	17
	小計	3,440	53
ニホンジカ	稲	181	15
	麦類	10	12
	豆類	15	7
	果樹	623	5
	野菜	1,740	14
	小計	2,569	53
ハクビシン	野菜	2,701	19
	小計	2,701	19
カラス	豆類	2	1
	果樹	249	2
	野菜	124	1
	小計	375	4
カワウ	魚（アユ）	52,000	—
	小計	52,000	—
合計		61,085	129

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

① イノシシ
2～5月は竹林内のタケノコ、6月はジャガイモ、7月はスイカ及び

トウモロコシ、8～10月は稲、果樹及び芋類が主として被害を受けている。近年の市内での豚熱（CSF）発生に起因してか、令和7年度現在はイノシシの目撃等はわずかながら減少しているが、年間を通じた中山間部での被害や、防護柵設置が進んでいない地域では未だ深刻である。

また、被害は農作物に留まらず、畦畔の掘り起こし、掘り起こしによる斜面の崩落や水路等の閉塞、放棄地をヌタ場とした出没など多岐にわたる。

さらに、近年、市街地においても昼夜を問わず目撃情報が寄せられており、人的被害の発生も懸念される。

② ニホンジカ

年間を通じて果樹、稲及び野菜等の被害が発生している。果樹は、特に中山間部で栽培するミカン等の被害が報告されており、ニホンジカ特有の樹木の剥皮及び新芽の食害が発生している。

また、静岡県が実施した伊豆地域の生息密度調査の結果を見ると、大仁地区の山間部で生息密度の上昇が確認されたが、長岡地区は一部地域で生息密度の減少が確認された。

中山間部以外では、狩野川河川敷で引き続き目撃情報が寄せられている。

③ ハクビシン

雑食性のため、7月はスイカ及びトウモロコシ、8～10月は果樹及び芋類、11月～3月はイチゴが主として被害を受けており、中山間部に限らず市内全域で被害が発生している。

また、住宅の天井裏や空き家等へ住み着くことによる、糞尿や騒音等の生活環境被害も報告されている。

④ カラス

7～8月にかけてスイカ及びトウモロコシを主とした野菜及び果樹の被害が報告されている。さらに、中山間部に限らず、市街地での農作物被害や糞害等も発生している。

また、牛及び豚などの家畜に対する被害も小規模であるが発生しており、近年では、カラスによる豚熱（CSF）ウイルスの媒介も懸念されている。

⑤ カワウ

狩野川漁業協同組合が実施した目視調査により、狩野川水系には約400～500羽の生息が確認されている。毎年3～5月に実施されるアユの放流時期に相当数が捕食され、その他アマゴ、ウグイ、コイ、ニジマス、ウナギ等に被害が及んでおり、通年で被害が発生している。

狩野川のカワウが多く出没するエリアは特定猟具（銃）使用禁止区域のため、銃猟による対策が進まず、被害は増加している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）		目標値（令和10年度）	
	被害金額 (千円)	被害面積(a)	被害金額 (千円)	被害面積(a)
イノシシ	3,440	53	3,096	48
ニホンジカ	2,569	53	2,312	48
ハクビシン	2,701	19	2,431	17
カラス	375	4	338	4
カワウ	52,000	—	46,800	—
合計	61,085	129	54,977	117

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題									
捕獲等に関する取組	<p>年間を通じて猟友会及び実施隊による捕獲を行った。</p> <p>捕獲には、令和5～6年度に新規購入した大型箱罠に加え、過年度購入した大型及び小型箱罠を活用した。その他の補助器具として、過年度購入したセンサーカメラ、補てい具及び電気止め刺し機を活用した。</p> <p>さらに、市費で実施している猟友会に対する報償費、わな購入費補助、狩猟免許取得者への試験費用等補助による支援も引き続き実施した。</p>	<p>猟友会の銃猟免許保持者の減少及び高齢化に伴い、巻き狩りでの捕獲従事者の減少が目立つ。</p> <p>また、市内全域で大型、中型を問わず、対象鳥獣の被害が散見されるため、猟友会のみならず、実施隊の捕獲技術向上が必要となっている。加えて、中型獣による農林業者への被害について、農林業者自身での捕獲も推奨し、地域全体で捕獲圧を高める必要がある。</p>									
防護柵の設置等に関する取組	<p>市内農林業者に対し、市費による防護柵等設置に係る資材費の補助を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>金額 (千円)</th> <th>延長 (km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>1,042</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>740</td> <td>14.7</td> </tr> </tbody> </table>	年度	金額 (千円)	延長 (km)	R4	1,042	4.8	R5	740	14.7	<p>防護柵設置が進む地域では被害の減少も報告されたが、未整備の地域では被害報告が多数寄せられた。農林業者の高齢化により、防護柵設置及び管理をためらう、被害発生前の設置に意識が向かない等の問題があるため、補助</p>
年度	金額 (千円)	延長 (km)									
R4	1,042	4.8									
R5	740	14.7									

	R6	672	58.8	<p>制度の一層の活用や、被害発生前からの設置を呼び掛ける必要がある。</p> <p>また、効果のない防護柵の設置や管理も散見されるため、基本的な知識を広げる必要がある。</p> <p>カワウについては、市内河川流域部が銃猟禁止区域のため、捕獲以外に効果的な対策方法を検討する必要があるが、短期的で小規模な対策しかできていない状況にある。</p> <p>今後は専門家や県を交え、市内の生息状況を踏まえた、中長期的で効果的な対策を検討していくことが必要である。</p>								
生息環境管理その他の取組	<p>令和4～6年度は、市内農林業者を対象に、毎年度テーマを変えて鳥獣の習性や生態に合わせた対策のポイントを学ぶ講習会を実施した。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>テーマ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R4</td> <td>カラス等の鳥類対策</td> </tr> <tr> <td>R5</td> <td>中型獣の対策</td> </tr> <tr> <td>R6</td> <td>イノシシ、シカの対策</td> </tr> </tbody> </table>			年度	テーマ	R4	カラス等の鳥類対策	R5	中型獣の対策	R6	イノシシ、シカの対策	<p>正しい知識を身に付けてもらうため、引き続き農林業者に対して、鳥獣被害対策講習会を通じた知識の普及が必要である。また、講習会だけでなく、広報誌や市ホームページ等、総合的に媒体を活用する。</p> <p>さらに、農林業者だけでなく、捕獲者に対する講習会等も幅広く検討する必要がある。</p>
年度	テーマ											
R4	カラス等の鳥類対策											
R5	中型獣の対策											
R6	イノシシ、シカの対策											

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

捕獲については、猟友会による中山間部での銃猟、市街地でのわな猟を総合的に実施し、捕獲率向上を目指す。また、実施隊の捕獲技術向上のため、隊員の銃猟免許取得及びわな猟技術等の習得に努め、中型獣等の捕獲

に継続して取り組む。

その他に、市費によるわな購入費補助及び狩猟免許取得助成などの制度を活用し、農林業者等の捕獲従事者の増加を促す。

防護については、市費による防護柵等設置に係る資材費補助を活用し、農林業者への防護柵設置を引き続き促すとともに、県営事業実施地区にて防護柵の整備を推進する。さらに、捕獲困難な地域については、警察と協力して追い払いを実施する。

生息環境管理については、長期的な取り組みとして里山整備及び森林整備を推進する。市としても、森林経営管理制度を活用した森林整備を実施し、荒廃森林の適正な管理を進める。また、対象鳥獣による被害や目撃情報等を収集し、被害状況について分析すると共に、効果的な防護及び捕獲方法について農林業者への指導を実施していく。

カワウについては、県や狩野川漁業協同組合と連携し、分布状況や生態等の調査に努め、より効果的な対策方法を協議し、持続可能な体制づくりを進める。

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

市内の田方猟友会(伊豆の国分会)が、被害防止目的捕獲により有害鳥獣の捕獲を実施し、主に大型獣の捕獲の要を担う。市として、市費による捕獲出役に対する報償費等で活動を支援する。

また、猟友会員の高齢化等による銃猟捕獲従事者の減少から、猟友会のみでの捕獲に頼らず、被害を受ける農林業者自身での捕獲を推進するため、わな購入費補助及び狩猟免許取得助成を活用し、狩猟免許所持者の増加に努める。

さらに、猟友会に加え、鳥獣被害対策実施隊による捕獲も実施する。実施隊は市職員で構成され、農林課長が隊長を務める。主に中型獣の捕獲に取り組む、農林業者へのわなの貸し出しと共に、捕獲や防護についての助言を行う。また、状況に応じて被害が多く発生している圃場での捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に

従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業者等の狩猟免許取得にかかる費用の一部を助成し、狩猟免許取得者の増加に努める。 ・農林業者等の狩猟免許取得者を増加させるため、事前講習会や狩猟免許試験について広報を行う。 ・農林業者自らが中型獣を捕獲する際の緩和された許可要件について、部農会や農業委員会等を通じて周知し、捕獲従事者の確保に努める。 ・ニホンジカの捕獲について、県が実施する管理捕獲との連携を図る。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業者等の狩猟免許取得にかかる費用の一部を助成し、狩猟免許取得者の増加に努める。 ・農林業者等の狩猟免許取得者を増加させるため、事前講習会や狩猟免許試験について広報を行う。 ・農林業者自らが中型獣を捕獲する際の緩和された許可要件について、部農会や農業委員会等を通じて周知し、捕獲従事者の確保に努める。 ・ニホンジカの捕獲について、県が実施する管理捕獲との連携を図る。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・農林業者等の狩猟免許取得にかかる費用の一部を助成し、狩猟免許取得者の増加に努める。 ・農林業者等の狩猟免許取得者を増加させるため、事前講習会や狩猟免許試験について広報を行う。 ・農林業者自らが中型獣を捕獲する際の緩和された許可要件について、部農会や農業委員会等を通じて周知し、捕獲従事者の確保に努める。 ・ニホンジカの捕獲について、県が実施する管理捕獲との連携を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>イノシシは、防護柵設置済みの農地が増える一方で、対策を実施していない農地での被害が目立ち、近年では市街地での被害も発生している。過去3年間（R4～R6）の平均捕獲頭数は333頭であった。近年、豚熱の影響からイノシシの目撃等の報告は減少しているものの、今後、個体数の復活も視野に入れて380頭を目標とする。</p> <p>ニホンジカは、中山間部を中心とした市内全域で目撃情報が寄せられており、河川敷付近での被害が目立つ。過去3年間（R4～R6）の平均捕獲頭数は120頭であったが、今後も被害拡大が懸念されることから、捕獲圧を高めるため150頭を目標とする。</p> <p>ハクビシンは、農作物以外にも住宅侵入などの被害もある。過去3年間（R4～R6）の平均捕獲頭数は17頭であったが、継続して捕獲に取り組み被害を軽減させるため、目標頭数を30頭とする。</p> <p>カラスは、過去3年間（R4～R6）の平均捕獲頭数は56羽であったが、農作物及び家畜の被害軽減のため、引き続き山間部にて60羽を目標に捕獲する。</p>

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	380頭	380頭	380頭
ニホンジカ	150頭	150頭	150頭
ハクビシン	30頭	30頭	30頭
カラス	60羽	60羽	60羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>捕獲手段は、銃器とわな（箱わな、くくりわな）を使用する。農林産物への被害は年間を通して発生しているため、被害防止目的捕獲は1年間通して実施する。鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域においても必要に応じて捕獲を実施する。</p> <p>なお、被害防止目的捕獲の実施にあたっては、広報、ホームページ、同報無線等による周知を行い、実施について市民の理解を求める。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
鳥獣被害対策実施隊によるライフル銃を用いた捕獲は実施しない。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊豆の国市	権限移譲済み

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン	農林業者に対する防護柵設置補助を継続して実施。 （対象鳥獣合計年間目標 6.5km） 県営事業実施地区で防護柵の整備を推進する。	農林業者に対する防護柵設置補助を継続して実施。 （対象鳥獣合計年間目標 6.5km） 県営事業実施地区で防護柵の整備を推進する。	農林業者に対する防護柵設置補助を継続して実施。 （対象鳥獣合計年間目標 6.5km） 県営事業実施地区で防護柵の整備を推進する。
カラス	農林業者に対する防鳥ネット設置補助を継続して実施。 （年間目標 2.0a）	農林業者に対する防鳥ネット設置補助を継続して実施。 （年間目標 2.0a）	農林業者に対する防鳥ネット設置補助を継続して実施。 （年間目標 2.0a）

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ	<p>市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理について助言を行い、市ホームページ等でも周知し、知識の普及に努めるとともに、必要に応じて、設置現場にて管理方法について指導し、修繕等が必要な場合は、補助の活用等を案内する。</p> <p>カワウについては、市内河川流域部が銃猟禁止区域のため、捕獲が困難なことから、専門家や県などの意見を踏まえ、効果的な追い払い方法等の対策を検討する。</p>	<p>市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理について助言を行い、市ホームページ等でも周知し、知識の普及に努めるとともに、必要に応じて、設置現場にて管理方法について指導し、修繕等が必要な場合は、補助の活用等を案内する。</p> <p>カワウについては、市内河川流域部が銃猟禁止区域のため、捕獲が困難なことから、専門家や県などの意見を踏まえ、効果的な追い払い方法等の対策を検討する。</p>	<p>市単独補助を活用する農林業者に対し、防護柵の設置、管理について助言を行い、市ホームページ等でも周知し、知識の普及に努めるとともに、必要に応じて、設置現場にて管理方法について指導し、修繕等が必要な場合は、補助の活用等を案内する。</p> <p>カワウについては、市内河川流域部が銃猟禁止区域のため、捕獲が困難なことから、専門家や県などの意見を踏まえ、効果的な追い払い方法等の対策を検討する。</p>

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・加害獣の特定や防護柵の設置管理等の鳥獣対策の方法について、市ホームページや広報等を活用し、知識の普及に努める。 ・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり(荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理等)について、農業委員会等を通じて周知する。 ・長期的な対策として、森林経営管理制度を活用した荒廃森林の整備を進め、野生鳥獣が人

		里へ出没しないよう、適正な森林管理を行う。
令和9年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・加害獣の特定や防護柵の設置管理等の鳥獣対策の方法について、市ホームページや広報等を活用し、知識の普及に努める。 ・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり(荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理等)について、農業委員会等を通じて周知する。 ・長期的な対策として、森林経営管理制度を活用した荒廃森林の整備を進め、野生鳥獣が人里へ出没しないよう、適正な森林管理を行う。
令和10年度	イノシシ ニホンジカ ハクビシン カラス カワウ	<ul style="list-style-type: none"> ・加害獣の特定や防護柵の設置管理等の鳥獣対策の方法について、市ホームページや広報等を活用し、知識の普及に努める。 ・農林業者や地域住民による鳥獣を寄せ付けない環境づくり(荒廃農地の適正管理、農業残渣の適切な処理等)について、農業委員会等を通じて周知する。 ・長期的な対策として、森林経営管理制度を活用した荒廃森林の整備を進め、野生鳥獣が人里へ出没しないよう、適正な森林管理を行う。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

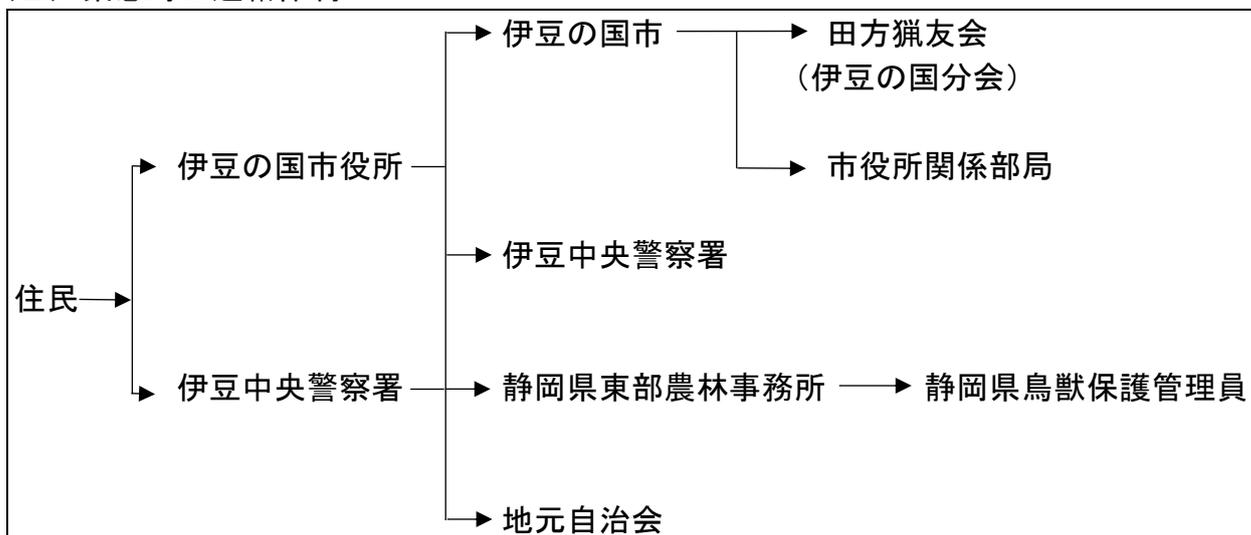
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊豆の国市 (鳥獣被害対策実施隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・関係機関(伊豆中央警察署、静岡県、静岡県鳥獣保護管理員、市関係部局等)との連絡調整、対応方法の協議 ・田方猟友会(伊豆の国分会)への協力依頼 ・地元自治会への必要に応じた注意喚起と避難誘導の協力依頼 ・市教育委員会を通じて、近隣小中学校、幼稚園、保育園等への情報提供及び必要に応じた注意喚起と避難誘導の協力依頼
伊豆中央警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの通報に基づく現場状況確認 ・静岡県や伊豆の国市から出動要請があった場

	合の現場への警察官の派遣 ・現場状況に応じて、警察官職務執行法第4条に基づく避難等の措置、周辺住民の安全確保を実施
静岡県東部農林事務所	・住民からの通報に基づき、関係機関（伊豆中央警察署、伊豆の国市、静岡県鳥獣保護管理員等）との連絡調整、対応方法の協議
田方猟友会 （伊豆の国分会）	・伊豆の国市からの要請に基づき、現場状況の把握 ・必要に応じて捕獲、追い払いの実施に協力
地元自治会	・住民からの通報に基づく、伊豆の国市や伊豆中央警察署への連絡 ・住民への情報提供、注意喚起 ・必要に応じた住民の避難誘導

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

自家消費又は埋設若しくは焼却により速やかに処理する。学術目的に利

活用する必要がある場合は、関係機関と協議する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	特になし
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等）	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

特になし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施体制

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の実施体制等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
伊豆の国市	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
鳥獣被害対策実施隊	野生鳥獣関連情報の収集、被害状況の分析、捕獲や防護の助言を行い、鳥獣の捕獲も担う。

田方猟友会（伊豆の国分会）	野生鳥獣関連情報の提供と鳥獣の捕獲を担う。
富士伊豆農業協同組合	対象地域を巡回し、営農（技術）指導、情報提供を行う。
静岡県鳥獣保護管理員	野生鳥獣関連情報の提供と鳥獣保護管理に関する業務を行う。
JA ふじ伊豆田中山西瓜組合	野生鳥獣関連情報の提供を行う。
伊豆の国市各地区代表部農会（大仁・長岡・韮山）	野生鳥獣関連情報の提供を行う。
狩野川漁業協同組合	野生鳥獣関連情報の提供を行う。

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
静岡県東部農林事務所	鳥獣被害関連情報の提供、鳥獣被害防止技術の助言を行う。
静岡県農林技術研究所	アドバイザーとして、鳥獣被害防止技術の助言を行う。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策実施隊は、農林課長以下9名の職員で組織しており、以下の活動を実施する。</p> <p>①市が管理する捕獲器の貸し出し及び技術指導 狩猟や被害防止目的捕獲許可などにより捕獲が可能な農林業者等に捕獲器を貸し出す。その際に、効率的な捕獲及び適切な管理に必要な技術指導を行う。</p> <p>②中小型獣の捕獲及び処分 農林業者等からの依頼に基づき、市が管理する捕獲器を設置する。また、捕獲した中小型獣を処分する。必要に応じて猟友会や警察等と協力</p>

し、大型獣の追い払いや捕獲も行う。

③対象鳥獣の情報収集及び被害状況調査

農林業者等から寄せられた野生鳥獣に関する被害状況を調査する。また、伊豆の国市鳥獣被害防止対策協議会へ参加し、情報を共有する。

④捕獲技術の向上及び担い手の育成

狩猟免許取得及び講習会への参加及び市内猟友会から捕獲技術の指導を受けることで捕獲技術向上を目指す。農林業者等が新たに狩猟免許を取得するための支援を行う。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・農林業者等を対象とした鳥獣被害防止の講習会や現地指導等を継続して実施し、鳥獣被害対策の知識向上を図る。
- ・実施隊によりセンサーカメラを利用した被害調査を実施し、加害獣の特定及び行動特性に応じた捕獲や対策を行うことで、農林業者にも知識を普及する。
- ・農林業者や狩猟者が安全に捕獲活動等に取り組めるよう、関係機関と協力して正しい知識の普及や注意喚起に努める。

- (注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、隣接する他地域や他市町の被害対策連絡会と連携し、講演会や情報交換会の開催に努め、伊豆地域全体で鳥獣被害対策を推進する。

- (注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。